

ご紹介にあたりましての注意事項

ジョブパートナー運営会社である株式会社アイック保険サービスは、有料職業紹介業（許可番号：11-ユ-300579）の登録事業者です。

有料職業紹介会社は、採用に至った場合にのみ職業紹介料が発生する完全成功報酬制であり、ご相談・求人受付・紹介・選考・面接・採用決定などのプロセスにおける費用は一切掛かりませんので、当サイトより紹介依頼いただきましても費用は掛かりません。

※但し、1回のご依頼でご紹介する人材の上限は原則10名までとさせていただきます
また、弊社の職業紹介料は届出制を採用しており、雇用形態に応じて以下のとおりとなります。

1. アルバイト・パートタイム

日本語能力	職業紹介料
レベル	円
N 1	70,000
N 2	
N 3	
N 4	35,000
N 5	
N 5 未満	30,000

※消費税を除く

※日本国籍者（日本語を母国語とする者）の場合は、一律 50,000 円

※日本語能力の格付けについては、日本語能力試験合格実績及び当社が面接の上で格付

2. 正社員・契約社員

想定年収の 20% ※消費税を除く

■想定年収の定義

想定年収とは、通勤手当を除き、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額とし、
年俸制の場合は年俸額とします。

3. 早期退職による職業紹介料返金制度

当社は、採用日（入社初日）から一定期間の間に退職した場合に職業紹介料を返金する制度を設けております。

詳細は、次ページよりアルバイト・パートタイマー用及び正社員・契約社員用それぞれの「人材紹介基本契約書」「別紙」を参照くださいませ。

人材紹介基本契約書

と（以下「甲」という）とジョブパートナー運営会社である株式会社アイック保険サービス（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用に至るまでの活動等を支援し、また、採用後も各種フォローを実施する。

第2条（職業紹介料の発生）

職業紹介料は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲にて実際に就労を開始した日（以下、採用日）に発生する。

第3条（職業紹介料）

本契約に基づく職業紹介料等は、別紙の職業紹介料規程の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。また、前条に関して、甲が乙に偽った報告をしたため乙に損害が生じた場合は、甲は損害賠償を負うものとする。なお、偽った報告とは、乙が紹介した労働者が実際に退職していないにも係わらず退職したと報告した場合などを指す。

第5条（出入国管理および難民認定法の法令遵守）

甲及び乙は、労働者が日本国籍を有していない場合は、出入国管理および難民認定法（通称：入管法）に定められた各条項を遵守し、適切な管理を行うこととする。

第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれか一方による書面での解約の申出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

なお、甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができることとし、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないこととする。併せて、本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除き、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が甲に提供した各種資料・選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第9条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目11-7-3階

株式会社アイック保険サービス
代表取締役 浅田 善弘

印

職業紹介料規程

第一条（基本内容）

1. 当該規程は、アルバイト・パートタイマーなどの正社員・契約社員を除く採用決定者に対する職業紹介料規程である。
2. 採用決定者の日本語能力試験の合格レベルまたは当社が事前に提示した日本語習熟度合に応じて、以下の職業紹介料に消費税を加えてご請求致します。

日本語能力	職業紹介料
レベル	円
N 1	70,000
N 2	
N 3	35,000
N 4	
N 5	
N 5未満	30,000

※消費税を除く

なお、採用決定者が日本国籍者（日本語を母国語とする者）の場合は、一律 50,000 円とします。

3. 請求単位は、採用日が前月 21 日から当月 20 日までを 1 単位とします。
4. 当社は、当月 21 日以降末日までに契約者に対して、1 単位分の職業紹介料を請求することとし、契約者は請求書受領後、請求日の翌月 10 日までに以下の当社指定銀行口座に振込によりお支払頂きます。なお、10 日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日とします。

ジャパンネット銀行 ビジネス営業部 普通預金 口座番号 1 3 6 3 3 1 1

口座名義：株式会社アイック保険サービス ※振込手数料が発生する場合はご負担願います

5. 前項の期日までに職業紹介料の振込が確認できなかった場合は、年 14.6%の遅延損害金に加えて請求書の再発行手数料として 1 回 200 円を請求致します。
なお、遅延損害金の算出にあたっては、当初の請求日から改めて設定した請求日まで、または遅延した日数とします。

第二条（早期退職返金補償制度）

1. 採用決定者の採用日以降、
採用日から起算して 30 日以内に退職した場合は、当社が受領した職業紹介料の 100% を返金致します。
なお、返金額は、当社が受領した職業紹介料（消費税を除く）に対して前記返金割合を乗算し、消費税を加えた額とします。

第三条（各種キャンペーンなどの職業紹介料の割引）

1. 当社が定める職業紹介料の割引キャンペーン等については、当社のホームページのお知らせ <http://jobpartner.a-ic.co.jp/newslist/>にて告知します。
その場合、第一条の職業紹介料を基準とします。

以上

人材紹介基本契約書

と（以下「甲」という）とジョブパートナー運営会社である株式会社アイック保険サービス（以下「乙」という）とは、人材紹介サービス（以下「サービス」という）の利用に関し、下記の通り契約する。

第1条（サービスの内容）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用・入社に至るまでの活動等を支援する。

第2条（職業紹介料の発生）

職業紹介料は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、定めた雇用契約書の雇用期間初日（以下、入社日）に発生する。

第3条（職業紹介料）

本契約に基づく職業紹介料等は、別紙の職業紹介料規程の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第4条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。また、前条に関して、甲が乙に偽った報告をしたため乙に損害が生じた場合は、甲は損害賠償を負うものとする。なお、偽った報告とは、乙が紹介した労働者が実際に退職していないにも係わらず退職したと報告した場合などを指す。

第5条（出入国管理および難民認定法の法令遵守）

甲及び乙は、労働者が日本国籍を有していない場合は、出入国管理および難民認定法（通称：入管法）に定められた各条項を遵守し、適切な管理を行うこととする。

第6条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議するものとする。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

但し、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれか一方による書面での解約の申出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

なお、甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができることとし、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないこととする。併せて、本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（秘密の保持）

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。機密事項とは、既に公表されているか又は公知となっている情報を除き、甲における営業・技術に関する事業・経営上の諸情報、および乙が甲に提供した各種資料・選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第9条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目11-7-3階
株式会社アイック保険サービス
代表取締役 浅田 善弘

印

職業紹介料規程

第一条（基本内容）

1. 当該規程は、正社員及び契約社員の採用決定者に対する職業紹介料規程である。
2. 職業紹介料は採用決定者の想定年収の20%とし、消費税を別途支払うものとする。
3. 第2項にいう想定年収とは、通勤手当を除き、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとし、甲より乙に対して事前に提示する。
4. 職業紹介料は、採用決定者の入社日以降、乙より請求するものとする。
5. 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に下記指定口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。なお、当該末日が土日祝日の場合は、翌金融機関営業日とする。

ジャパンネット銀行 ビジネス営業部 普通預金 口座番号 1363311

口座名義：株式会社アイック保険サービス

6. 前項の期日までに職業紹介料の振込が確認できなかった場合は、年14.6%の遅延損害金に加えて請求書の再発行手数料として1回200円を請求する。
なお、遅延損害金の算出にあたっては、当初の請求日から改めて設定した請求日まで、または遅延した日数とする。

第二条（早期退職返金補償制度）

1. 採用決定者の入社日以降、
 - ① 入社日から起算して30日以内に退職した場合は、当社が受領した職業紹介料の100%
 - ② 入社日から起算して60日以内に退職した場合は、当社が受領した職業紹介料の60%
 - ③ 入社日から起算して90日以内に退職した場合は、当社が受領した職業紹介料の30%を返金し、退職事由は問わないこととする。

なお、返金額は、当社が受領した職業紹介料（消費税を除く）に対して前記返金割合を乗算し、消費税を加えた額とする。

第三条（各種キャンペーンなどの職業紹介料の割引）

1. 当社が定める職業紹介手数料の割引キャンペーン等については、当社のホームページのお知らせ <http://jobpartner.a-ic.co.jp/newslist/>にて告知する。
その場合、第一条の職業紹介料を基準とする。

以上